インフルエンザ以外の疾病用

　保護者の皆様

　　志摩市教育委員会

出席停止の連絡について

医師により下記の疾病と診断された場合は、学校保健安全法により本人の健康回復と周囲への感染防止のため、出席停止となります。

出席停止の期間は欠席扱いになりませんので、医師の指示に従い必要な期間、十分に治療や休養をとられますようお願いします。

　なお、登校するにあたり、下記の用紙を医師に記入していただき、登校時に学校まで提出してください。

記

【学校保健安全法において出席停止となる主な疾病】

●インフルエンザ（※）　●百日咳　●麻疹（はしか） ●流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）

●風疹　●水痘（水ぼうそう）　●咽頭結膜熱　●その他の感染症（溶連菌感染症、

感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、手足口病、伝染性紅斑等）

**※インフルエンザについては、別様式「学校感染症（インフルエンザ）届出書」の提出となります。**

ｷﾘﾄﾘｾﾝ

診断・治療経過についての連絡

学校長　様

年　　　組　児童生徒名：

病　　　　名：

出席停止期間：　　　　月　　　　日から　　　　月　　　　日まで（　　　日間）

上記の者は療養の結果、感染する恐れがなくなりましたので、登校してもさしつかえないことを認めます。

令和　　　年　　 月　　 日

医療機関名

医　師　名